

株式交換に係る事前開示書面

(会社法第 794 条第 1 項及び会社法施行規則第 193 条に基
づく開示事項)

2026 年 1 月 30 日

栗林商船株式会社

2026年1月30日

株式交換に係る事前開示事項

東京都千代田区大手町二丁目2番1号
栗林商船株式会社
代表取締役 栗林 宏吉

栗林商船株式会社（以下「栗林商船」といいます。）及び三陸運輸株式会社（以下「三陸運輸」といいます。）は、2026年1月20日付で、栗林商船を株式交換完全親会社、三陸運輸を株式交換完全子会社、効力発生日を2026年4月1日とする株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）を締結し、当該契約に基づき株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行うことにいたしました。

本株式交換に関する会社法第794条第1項及び会社法施行規則第193条に定める事前開示事項は、下記のとおりです。

なお、本株式交換は、栗林商船において会社法第796条第2項に定める簡易株式交換に該当します。

記

1. 株式交換契約の内容（会社法第794条第1項）

別紙1のとおりです。

2. 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第1号）

別紙2のとおりです。

3. 会社法第768条第1項第4号及び第5号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項（会社法施行規則第193条第2号）

該当事項はありません。

4. 株式交換完全子会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第193条第3号）

(1) 最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙 3 のとおりです。

(2) 最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

(3) 最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

三陸運輸は、栗林商船との間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙 1 をご参照ください。

5. 株式交換完全親会社において最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容（会社法施行規則第 193 条第 4 号）

① 自己株式立会外買付取引（T o S T N e T – 3）による自己株式の取得

栗林商船は、2025 年 9 月 22 日付の取締役会決議により、自己株式取得に係る事項を決定し、同月 24 日に以下のとおり買付けを行い自己株式の取得を終了しました。

・取得対象株式	栗林商船の普通株式
・取得した株式の総数	140,000 株
・取得価額	201,600,000 円
・取得日	2025 年 9 月 24 日
・取得方法	東京証券取引所の自己株式立会外買付取引（T o S T N e T – 3）による買付け

② 上場有価証券 3 銘柄の売却

栗林商船は、コーポレートガバナンス・コードに基づく政策保有株式の見直し及び資本効率の向上を図るため、2025 年 10 月 1 日、上場有価証券 3 銘柄を売却し、投資有価証券売却益 1,775,000,000 円を計上しました。

③ NX 仙台塩竈港運株式会社との株式譲渡契約の締結

栗林商船は、2025 年 11 月 28 日付で、NX 仙台塩竈港運株式会社から三陸運輸の株式 32,000 株を譲り受けました。

④ 株式会社ケイセブンとの株式交換契約の締結

栗林商船は、2026年1月20日付で、株式会社ケイセブンとの間で2026年4月1日を効力発生日とする株式交換契約を締結しました。

⑤ 本株式交換契約の締結

栗林商船は、三陸運輸との間で本株式交換契約を締結いたしました。本株式交換契約の内容は、別紙1をご参照ください。

6. 株式交換が効力を生ずる日以後における株式交換完全親会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第193条第5号）

会社法第799条第1項の規定により本株式交換について異議を述べることができる債権者は存在しないため、該当事項はありません。

以上

別紙1 株式交換契約書

次頁以降をご参照ください。

株式交換契約書

栗林商船株式会社（以下「甲」という。）と、三陸運輸株式会社（以下「乙」という。）とは、以下のとおり、株式交換契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（株式交換）

甲及び乙は、甲を株式交換完全親会社、乙を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本件株式交換」という。）を行う。

第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、次のとおりである。

(1) 甲 商号：栗林商船株式会社

住所：東京都千代田区大手町二丁目2番1号

(2) 乙 商号：三陸運輸株式会社

住所：宮城県塩竈市貞山通三丁目11番28号

第3条（効力発生日）

本件株式交換の効力発生日（以下「効力発生日」という。）は、2026年4月1日とする。ただし、本件株式交換の手続に必要な場合は、別途甲乙協議の上、これを変更することができる。

第4条（株式交換に際して交付する株式及びその割当て）

- 1 甲は、本件株式交換に際して、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式に代わり、その保有する乙の普通株式の数の合計に4.38を乗じて得た数の甲の普通株式を交付する。
- 2 甲は、効力発生日の前日の最終の乙の株主名簿に記載又は記録された乙の株主（ただし、甲を除く。）に対し、その保有する乙の普通株式1株につき、甲の普通株式4.38株の割合をもって、甲の普通株式を割り当てる。
- 3 前二項の規定に従い甲が乙の株主に対して割り当てるべき甲の普通株式の数に1株に満たない端数がある場合には、甲は会社法234条その他の関係法令の規定に従い処理する。

第5条（資本金及び準備金の額）

本件株式交換により増加する甲の資本金及び準備金の額は、会社計算規則39条の規定に従い甲が別途適当に定める金額とする。

第 6 条（簡易株式交換）

甲は、会社法 796 条 2 項の規定により、本契約につき株主総会の承認を得ないで本件株式交換を行う。ただし、会社法 796 条 3 項の規定により、本契約につき株主総会の承認が必要となった場合、甲は、効力発生日の前日までに、本契約につき株主総会の承認を求める。

第 7 条（自己株式の消却）

乙は、本件株式交換により甲が乙の発行済株式（ただし、甲が有する乙株式は除く。）の全部を取得する時点の直前時（以下「基準時」という。）において乙が有する全ての自己株式（本件株式交換に関する会社法 785 条に基づく乙株主の株式買取請求に応じて乙が取得する株式を含む。）を効力発生日の前日までに開催する乙の取締役会決議により、基準時において消却する。

第 8 条（本契約の変更及び解除）

本契約締結から効力発生日に至るまでの間に、①天災地変その他の事由によって、甲若しくは乙のいずれかの財産状態若しくは経営状態に重大な変動が生じた場合、又は②本件株式交換の実行に重大な支障となる事態若しくはその実行を著しく困難にする事態が生じた場合には、甲及び乙は、相互に協議し合意の上、本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

第 9 条（費用）

本契約の締結及び履行に係る費用については、各自の負担とする。

第 10 条（合意管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第 11 条（協議事項）

本契約に定めのない事項又は疑義のある事項については、その都度信義誠実の原則に従い、別途甲乙協議の上解決するものとする。

本契約の成立を証するため本書 2 通を作成し、各自記名押印の上、各 1 通を保有する。

2026 年 1 月 20 日

- 甲 東京都千代田区大手町二丁目 2 番 1 号
栗林商船株式会社
代表取締役 栗林 宏吉
- 乙 宮城県塩竈市貞山通三丁目 11 番 28 号
三陸運輸株式会社
代表取締役 高城 崇充

別紙2 会社法第768条第1項第2号及び第3号に掲げる事項についての定めの相当性に関する事項

1. 交換対価の相当性に関する事項

(1) 本株式交換に係る割当ての内容

	栗林商船 (株式交換完全親会社)	三陸運輸 (株式交換完全子会社)
本株式交換に係る 割当比率	1	4.38
株式交換により 割当交付する株式数	栗林商船普通株式数 356,707 株	

(注1) 本株式交換に係る割当比率（以下「本株式交換比率」といいます。）

栗林商船は、三陸運輸の普通株式1株に対して、栗林商船普通株式4.38株を割当交付します。なお、本株式交換比率は、小数点以下第3位まで算出し、その小数点第3位を四捨五入いたします。

(注2) 本株式交換により交付する株式

栗林商船は、効力発生日の前日の最終の三陸運輸の株主名簿に記載又は記録された三陸運輸の株主の皆様（ただし、栗林商船を除きます。）に対し、その保有する三陸運輸株式に代えて、その保有する三陸運輸株式の数の合計に本株式交換比率を乗じて得た株数の栗林商船普通株式を交付いたします。本株式交換により栗林商船が交付する株式は、全て栗林商船が保有する自己株式（2025年12月31日現在386,651株）を用いる予定です。

(注3) 単元未満株式の取扱い

本株式交換に伴い、栗林商船の単元未満株式（100株未満の株式）を保有することとなる三陸運輸の株主の皆様については、下記の制度の利用により、買取が可能です。

①単元未満株式の買取請求制度（単元未満株式の売却）

会社法第192条第1項の規定に基づき、栗林商船の単元未満株式を保有する株主の皆様が、その保有する単元未満株式を買い取ることを栗林商船に対して請求することができる制度です。

(注4) 1株に満たない端数の取扱い

本株式交換に伴い、1株に満たない端数の栗林商船株式の交付を受けることとなる三陸運輸の株主の皆様においては、会社法第234条その他の関連法令の定めに従い、栗林商船が1株に満たない端数部分の合計の整数部分に応じた金額を支払い、端数部分の株式は割当てられません。

(2) 割当ての内容の根拠及び理由

栗林商船は、上記「(1) 本株式交換に係る割当ての内容」に記載の三陸運輸株式1株

当たりの価値の決定に当たって公正性及び妥当性を確保するため、それぞれ両社から独立した第三者算定機関として、税理士法人二重橋総合会計事務所（以下「二重橋総合会計事務所」といいます。）を選定し、株式価値の算定を依頼しました。

二重橋総合会計事務所から提出を受けた株式価値の算定結果等を踏まえて、三陸運輸の財務状況や将来の見通し等を総合的に勘案し、当事者間で交渉・協議を重ねた結果、本株式交換比率が妥当であると判断しました。

（3）算定に関する事項

① 算定機関の名称並びに上場会社及び三陸運輸との関係

栗林商船は、栗林商船及び三陸運輸から独立した第三者算定機関である二重橋総合会計事務所を選定し、2026年1月13日付で、株式交換比率に関する算定書（以下「本算定書（三陸運輸）」といいます。）を取得しました。なお、二重橋総合会計事務所は、栗林商船及び三陸運輸の関連当事者には該当せず、栗林商船及び三陸運輸との間で重要な利害関係を有しません。

② 算定の概要

二重橋総合会計事務所は、栗林商船については東京証券取引所スタンダード市場に上場しており、市場価格が存在していることから、市場株価法を用いて算定を行いました。市場株価法においては、算定基準日を算定書作成日の前営業日である2026年1月9日として、栗林商船の普通株式の東京証券取引所における算定基準日の終値（1,902円）、算定基準日までの1ヶ月間、3ヶ月間及び6ヶ月間における株価終値単純平均値（1ヶ月間：1,949円、3ヶ月間：1,944円、6ヶ月間：1,595円）を基に算定しております。

三陸運輸については、非上場会社であり、市場株価が存在しないため、ディスカウント・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）及び類似会社比較法を採用して算定を行いました。

DCF法においては、二重橋総合会計事務所は、三陸運輸について、三陸運輸が作成した2026年3月期下期から2030年3月期の財務予測に基づく将来キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引くことによって企業価値を評価しています。割引率は6.01%～8.01%を採用しており、継続価値の算定にあたっては永久成長率法及びマルチプル法を採用し、永久成長率法では、永久成長率を-1.00%～1.00%、マルチプル法では、マルチプルを5.62倍～7.62倍として算定しております。なお、算定の前提とした財務予測には、大幅な増減益を見込んでいる事業年度はございません。

類似会社比較法においては、二重橋総合会計事務所は、三陸運輸については、三陸運輸の主要事業である港湾運送事業を営んでいる国内上場会社のうち、株式会社上組、株式会社大運、株式会社リンコーコーポレーション、名港海運株式会社、東海運株式会社、

伏木海陸運送株式会社、トレーディア株式会社、及び大東港運株式会社を類似会社として抽出し、EV／EBITDA倍率を用いて算定しております。

上記の各評価手法による栗林商船株式の1株当たりの株式価値を1とした場合の株式交換比率の算定結果は以下のとおりとなります。

採用手法		株式交換比率の算定結果
栗林商船	三陸運輸	
市場株価法	DCF法	3.33～6.06
	類似会社比較法	3.37～5.34

(4) 公正性を担保するための措置

① 独立した第三者算定機関からの算定書の取得

栗林商船は、三陸運輸の株式の89.5%（2026年1月1日現在）を所有し、三陸運輸が栗林商船の連結子会社に該当することから、本株式交換における株式交換比率の公正性・妥当性を確保するため、上記に記載のとおり、両社から独立した第三者算定機関である二重橋総合会計事務所に三陸運輸の株式価値の算定を依頼し、2026年1月13日付で、本算定書（三陸運輸）を取得いたしました。その算定結果を参考にして、栗林商船と三陸運輸との間で真摯に協議・交渉を行い、その結果合意された株式交換比率により本株式交換を行うこととしました。なお、栗林商船は、上記第三者算定機関から、公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）の取得はしておりません。

② 独立した法律事務所からの助言

栗林商船は、リーガル・アドバイザーとして、奥野総合法律事務所を選定し、同事務所より、本株式交換の諸手続及び栗林商船の意思決定の方法・過程等について、法的助言を受けております。なお、奥野総合法律事務所は、栗林商船及び三陸運輸から独立しており、栗林商船及び三陸運輸との間に重要な利害関係を有しておりません。

③ 三陸運輸における利害関係を有しない取締役全員の承認及び利害関係を有しない監査役の異議がない旨の意見

本株式交換に関する議案を決議した2026年1月20日開催の三陸運輸の取締役会においては、三陸運輸の取締役8名のうち、栗林商船の取締役を兼務している栗林宏吉氏及び栗林広行氏を除く他の取締役により審議の上、その全員の賛成により本株式交換の実施を決議しております。また、上記の取締役会においては、利害関係を有しない監査役小野寺聰氏を含む監査役が出席し、異議がない旨の意見を述べております。

2. 本株式交換に際して増加する栗林商船の資本金及び準備金の額の相当性に関する事項

本株式交換により増加する当社の資本金及び準備金の額は、会社計算規則第39条の規

定に従い、当社が別途適当に定める金額とします。かかる扱いは、法令及び当社の資本政策に鑑み、相当であると考えております。

別紙3 株式交換完全子会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容

次頁以降をご参照ください。

第124期 事業報告

自 2024年4月1日

至 2025年3月31日

三陸運輸株式会社

事 業 報 告

第一 事業の概況

1. 事業の概況

2024年度の世界経済は、インフレの緩和や先進国での金利引き下げを背景に、徐々に回復基調となったものの、物流面においてはスエズ運河やパナマ運河での通航制限や地政学的リスクの高まりにより、主要な海上輸送ルートが混乱し、輸送コストの上昇や納期の遅延が生じました。

日本経済においては、急激な円安の進行により燃料価格、原材料価格の高騰が常態化するとともに、輸入コストの増加によって国内消費が低迷しました。あわせて2024年問題の影響を受け、運送業界における構造改革や価格転嫁が進み、物流コストが増大しました。

このような状況の中で当社は、「仙台塩釜港の集貨、創貨を主導するリーディングカンパニーとして、持続的に発展・成長する企業となる。」というビジョンのもと、役職員一丸となって業務に取り組んで参りました。

2019年をピークに減少を続けていた仙台塩釜港のコンテナ取扱数量が下げ止まり、当社におけるコンテナ取扱数量も前年比でプラスに転じたこと、在来貨物においても新規案件の獲得も含めて堅調に推移したことから、当期の港湾運送の取扱総トン数は5,702千トン（前年度比110%、フェリー扱を含む）と増加いたしました。

当期の売上高は7,518百万円（前年度比101%、67百万円増）となりました。燃料価格を始めとした物価の高騰、協力会社への下請費増大に加え、従業員の処遇改善により人件費等も増加するなかで、数年来取り組んできた料金改定による収益構造の改善もあり、営業利益297百万円（前年度比144%、91百万円増）、経常利益393百万円（前年度比129%、88百万円増）、当期純利益287百万円（前年度比152%、99百万円増）となりました。

2025年度も国内外の経済情勢は見通しが不透明であり、引き続き厳しい経営環境が予想されますが、基幹事業における収益基盤の更なる強靭化を図り、事業分野の拡大にも積極的に取り組み、収益の拡大に努めて参ります。

株主の皆様におかれましては、今後とも倍旧のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

なお、2024年度の事業部門別に閲しましては次の通り推移いたしました。

(資料中 %・数字は全て前年度比)

事業部門	収入増減率	貨物数量増減率
港湾運送部門	110.2%	[増加] コンテナ (110.7%)、鉄鋼 (108.6%) その他鉱産品 (136.9%) [減少] 石炭製品 (70.0%)、その他化学製品 (89.8%) 化学肥料 (77.7%)
貨物利用運送部門	98.9%	[減少] 自動車運送事業、NVOCC事業
倉庫部門	94.4%	[増加] 卷取紙、化成品 [減少] 合板、鋼材
フェリー・ポートサービス部門	103.1%	[増加] シャーシ積・卸 (108.9%) [減少] 商品車 (94.4%)
通関部門	100.8%	[減少] 取扱件数15,401件 (98.0%) 300件減 (輸出308件減、輸入8件増)
航空貨物部門	47.3%	[減少] なまこ(輸出)、船用品(輸出)
船舶代理店部門	101.3%	[増加] 取扱隻数2,017隻 (102.1%) 43隻増 (外航船22隻減、内航船65隻増)

2. 部門別の営業状況は次の通りです

(単位:千円・%)

事業別	第123期 (2023年4月～2024年3月)		第124期 (2024年4月～2025年3月)	
	売上高	構成比	売上高	構成比
港湾運送事業	1,425,135	19.1	1,571,115	20.9
貨物利用運送事業	3,711,816	49.8	3,670,946	48.8
倉庫事業	977,827	13.1	922,880	12.3
フェリー事業	273,799	3.7	282,233	3.8
その他事業	1,062,440	14.3	1,071,074	14.2
計	7,451,017	100.0	7,518,248	100.0

3. 業績の推移は次の通りです

(単位:千円)

	第121期 2021年4月～ 2022年3月	第122期 2022年4月～ 2023年3月	第123期 2023年4月～ 2024年3月	第124期 2024年4月～ 2025年3月
売上高	7,111,990	7,652,009	7,451,017	7,518,248
当期純利益	127,336	175,688	187,699	287,115
1株あたり当期純利益	162円99銭	224円88銭	240円26銭	367円52銭
総資産	8,268,382	8,221,352	8,264,578	8,401,453
純資産	6,070,503	6,224,489	6,397,229	6,659,488

第二 会社の概況 (2025年3月31日現在)

1. 営業所

名 称	所 在 地
塩釜本社	塩釜市貞山通三丁目11番28号
仙台港本社	仙台市宮城野区港四丁目9番6号
仙台港第三事業所	仙台市宮城野区港一丁目1番18号
仙台港第五事業所 (仙台港物流センター)	仙台市宮城野区港二丁目1番4号
仙台港北事業所	仙台市宮城野区仙台港北二丁目8番地の18
仙台港蒲生事業所	仙台市宮城野区蒲生四丁目1番地の2
鋼材事業所(鋼材一課)	仙台市宮城野区港一丁目2番1号
鋼材事業所(鋼材二課)	仙台市宮城野区港一丁目24番7号
高砂コンテナターミナル事業所	仙台市宮城野区蒲生字町105
東京支店	東京都港区芝公園1-3-5パルコ御成門4階

2. 株式の状況

- 発行可能株式総数 960,000株
- 発行済株式総数 781,230株
- 期末株主数 18名
- 大株主

株 主 名	出 資 状 況		当社の当該大株主に対する出資状況	
	所有株式数	所有株式比率	所有株式数	所有株式比率
栗林商船株式会社	662,190株	84.8%	—	—

3. 従業員の状況

	従業員数	平均年齢	平均勤続年数
管理職	39人	50.7歳	19.2年
事務職	75人	38.1歳	12.1年
作業職	124人	42.3歳	18.3年
計	238人	42.3歳	16.5年
契約社員	26人	56.1歳	7.4年

注) 臨時、嘱託は含まれておりません。

4. 関係会社

親会社

会社名	資本金	所有株式比率	主な事業内容
栗林商船株式会社	1,215,035千円	— %	海運業

子会社

会社名	資本金	所有株式比率	主な事業内容
三陸輸送株式会社	21,600千円	100%	貨物自動車運送事業 第1種貨物利用運送事業
三陸サービス株式会社	25,000千円	100%	業務請負業

5. 借入先

借入先	借入金残高	用途
七十七銀行	50,000千円	設備資金
日本政策投資銀行	30,000千円	設備資金
山形銀行	18,297千円	設備資金

6. 取締役及び監査役の氏名

会社における地位	氏 名	担 当
代表取締役会長	栗 林 宏 吉	
代表取締役社長	高 城 崇 充	
専 務 取 締 役	我 妻 貞 悅	国際貨物営業部、通関部、船舶代理店部 複合輸送部、倉庫部担当
専 務 取 締 役	菅 野 武 郎	港湾物流部、鋼材事業部担当
常 務 取 締 役	菅 原 芳 弘	国際コンテナ事業部担当
取 締 役	佐 々 木 敏 明	港湾物流部、鋼材事業部担当
取 締 役	千 葉 裕 道	総務部担当
取締役(非常勤)	栗 林 広 行	
監 査 役	小野寺 聰	
監査役(非常勤)	横 川 憲 人	
執 行 役 員	菊 池 太 郎	港湾物流部港湾営業課担当
執 行 役 員	山 根 元	船舶代理店部、倉庫部担当
執 行 役 員	佐 藤 清 貴	複合輸送部担当

貸 借 対 照 表

2025年3月31日現在

(単位:円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	3,014,465,786	流 動 負 債	1,307,259,447
現 金 及 び 預 金	1,830,004,739	買 掛 金	636,671,464
受 取 手 形	3,714,927	未 払 金	133,616,563
売 掛 金	1,114,924,057	未 払 消 費 税	17,446,900
貯 藏 品	461,653	未 払 法 人 税 等	103,838,200
短 期 前 払 費 用	5,143,524	未 払 費 用	69,708,086
未 収 入 金	20,292,588	預 り 金	70,642,102
立 替 金	39,340,506	前 受 収 益	3,326,004
仮 払 金	539,202	一 年 以 内 返 済 長 期 借 入 金	98,297,000
預 け 金	52,838	短 期 リ ー ス 債 務	3,175,128
貸 倒 引 当 金	△ 8,248	賞 与 引 当 金	170,538,000
固 定 資 産	5,386,987,419	固 定 負 債	434,705,753
有 形 固 定 資 産	5,047,533,792	長 期 リ ー ス 債 務	1,169,916
建 物	745,619,574	長 期 繰 延 税 金 負 債	20,146,752
構 築 物	201,886,856	退 職 紹 介 引 当 金	413,389,085
機 械 装 置	149,585,376	負 債 の 部 合 計	1,741,965,200
車 輛 運 搬 具	87,374,129	純 資 産 の 部	
器 具 備 品	5,019,708	株 主 資 本	6,643,963,635
荷 役 器 具	20,833,459	資 本 金	93,184,500
リ ー ス 資 産	3,760,200	利 益 剰 余 金	6,550,779,135
土 地	3,833,454,490	利 益 準 備 金	23,296,125
無 形 固 定 資 産	10,992,188	別 途 積 立 金	5,513,501,000
電 話 加 入 権	2,626,844	圧 縮 記 帳 積 立 金	32,900,000
ソ フ ト ウ エ ア	7,927,450	繰 越 利 益 剰 余 金	981,082,010
水 道 施 設 利 用 権	437,894	評 価 ・ 換 算 差 額 等	15,524,370
投 資 等	328,461,439	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	15,524,370
投 資 有 価 証 券	55,217,036		
関 係 会 社 株 式	46,600,000		
出 資 金	1,930,203		
差 入 保 証 金	4,053,440		
そ の 他 投 資	4,004,960		
長 期 繰 延 税 金 資 産	216,655,800	純 資 産 の 部 合 計	6,659,488,005
資 産 の 部 合 計	8,401,453,205	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,401,453,205

損 益 計 算 書

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(単位:円)

科 目	金 額	
売 上 高		7,518,248,105
売 上 原 価		5,868,805,085
売 上 総 利 益		1,649,443,020
販売費及び一般管理費		1,352,121,449
営 業 利 益		297,321,571
営 業 外 収 益		96,881,651
受 取 利 息	40,099	
受 取 配 当 金	10,429,008	
雜 収 入	86,412,544	
営 業 外 費 用		1,033,441
支 払 利 息	1,020,960	
そ の 他	12,481	
経 常 利 益		393,169,781
特 別 利 益		4,417,829
固 定 資 産 売 却 益	4,417,829	
特 別 損 失		49,130
固 定 資 産 除 却 損	49,130	
税 引 前 当 期 純 利 益		397,538,480
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		153,953,897
法 人 税 等 調 整 額		△ 43,530,362
当 期 純 利 益		287,114,945

株主資本等変動計算書

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

(単位:円)

		株主資本					
		資本金		利益準備金		有価証券評価差額金	
		資本金	利益準備金	別途積立金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	純資産の部
当 期 首 残 高	93,184,500	23,296,125	5,213,501,000	32,900,000	1,017,403,965	6,287,101,090	6,380,285,590
当 期 変 動 額							16,943,558
当 別 途 積 立 金 立 金				300,000,000			
利 益 剰 余 金 当 期 金					△300,000,000		
当 利 益 剰 余 金 配 金							
当 純 損 益 金					△23,436,900	△23,436,900	△23,436,900
有 価 証 券 の 金 額							
当 期 変 動 額 計				300,000,000			
当 期 合 讈	93,184,500	23,296,125	5,513,501,000	32,900,000	△36,321,955	263,678,045	263,678,045
当 期 未 残 高	93,184,500	23,296,125	5,513,501,000	32,900,000	981,082,010	6,550,779,135	6,643,963,635
						15,524,370	15,524,370
						6,659,488,005	6,659,488,005

個 別 注 記 表

自 2024年4月1日 至 2025年3月31日

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

ア 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

イ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

ウ 時価のないもの

移動平均法による原価法

②棚卸資産の評価基準及び評価方法

移動平均法による原価法（貸借対照表価額については、収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定）

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定に基づく定率法を採用しております。

但し、法人税法の改正に伴い、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

法人税法の規定に基づく定額法を採用しております。

③リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員に対して支給する賞与に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

- ③退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職金給与規程に基づく期末要支給額を退職給付債務とする方法によって計上しております。
- ④役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

役務提供完了基準によっております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

- (1) 担保に供している資産
- | | |
|----|-----------|
| 土地 | 278,819千円 |
| 建物 | 122,744千円 |
- (2) 有形固定資産の減価償却累計額 4,906,805千円

3. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 事業年度の末日における発行済株式の種類および総数
- | | |
|------|----------|
| 普通株式 | 781,230株 |
|------|----------|

剰余金の処分

剰余金の処分につきましては、以下のとおりとしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき	金 30円
-------------	-------

配当総額	金 23,436,900円
------	---------------

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年6月6日

以上の通りであります。

2025年6月5日

三陸運輸株式会社

代表取締役会長	栗林宏吉
代表取締役社長	高城崇充
専務取締役	我妻貞悦
専務取締役	菅野武郎
常務取締役	菅原芳弘
取締役	佐々木敏明
取締役	千葉裕道
取締役	栗林広行

監査報告書

私たち監査役は、2024年4月1日から2025年3月31日までの、三陸運輸株式会社第124期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。

その方法及び結果につき下記のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役、内部監査部門その他の使用人、親会社の監査役その他の者と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び内部監査部門等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。

子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2025年5月1日

三陸運輸株式会社

監査役 小野寺 聰
監査役 横川 憲人